

## 1 はじめに

### (地方拠点法の経緯と目的)

地方において、若年層を中心とした人口減少が再び広がるなど、地方全体の活力の低下が見られる一方で、人口と諸機能の東京圏への一極集中により、過密に伴う大都市問題がさらに深刻化するという状況が生じていたことから、地方拠点都市地域について、都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進し、これにより、地方の自立的な成長を牽引し、地方定住の核となるような地域を育成するとともに、産業業務機能の地方への分散等を進め、産業業務機能の全国的な適正配置を促進することを目的として、平成4年8月、地方拠点法（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律）が施行された。

### (北上中部地方拠点都市地域基本計画の策定と概要)

北上市、花巻市、水沢市、江刺市、東和町、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町の4市4町は、平成5年2月9日、岩手県知事から地方拠点都市地域に指定されたことを受け、北上中部地方拠点都市地域推進協議会を設立し基本計画の策定に取りかかった。

基本計画は、本地域の持つ先端技術産業をはじめとする産業集積と定住拠点としての高い資質を活かし、若者を引きつける賑わいのある空間や、真に豊かな生活を実現するためのゆとりと潤いに満ちた居住環境の整備を行うと同時に、地域整備の効果を内外に波及させるための交通ネットワーク等の充実を図り、本地域の一体性と拠点性の向上を促進し、さらには岩手県全体の発展に大きく寄与するとともに、国土の均衡ある発展に貢献することを基本理念とした。

平成5年6月15日、岩手県知事の承認を得た北上中部地方拠点都市地域基本計画は、本地域の特性を踏まえ、さらなる発展に向けた歩むべき姿として、「新・技術文化交流中枢都市圏」の形成を地域の将来像に掲げ、2002年（10年間）を地域整備の目標年次と定め、将来像の実現に向けて8つの拠点地区を設定し、中心都市とその周辺地域の機能分担を図りながら、35万人都市圏の実現に向けて、地域一体となった整備を促進してきた。

### (基本計画の見直しについて)

今般、基本計画の策定から10年が経過し、目標年次である2002年（平成14年）が終了したことから、基本計画の達成状況や事業の進捗状況を整理し、この10年間の地域の整備効果を検証しながら、今後の北上中部地方拠点都市地域の方向性について検討し、基本計画の見直しを行うものである。